



日・スリランカ包括的パートナーシップに関する 共同宣言(骨子)



1. 総論

- 両国とインド太平洋の繁栄のために、法の支配及び民主主義等の基本的価値を共有する両国の関係を、「**包括的パートナーシップ**」に引き上げ。
- 包括的パートナーシップの下、**①投資・貿易促進**、**②国家開発計画に係る協力**、**③国民和解・平和構築に係るイニシアティブ**を推進。

2. 各論

(1) 投資・貿易促進

- スリランカは、日本企業誘致のために透明性及び良い統治を確保し、より望ましい投資環境整備。
- 経済関係強化に向けた具体的方策を検討するために**政府間経済対話**を明年前半に開催。

(2) 国家開発計画に係る協力

- 日本は、スリランカの持続的経済成長のため、「**質の高いインフラパートナーシップ**」の下、経済インフラ整備に引き続き協力。
- **バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)(第二期)**の交換公文を締結。
- **都市計画**、**運輸**、**情報通信技術**、**防災及び石炭火力発電**等の分野における協力を促進。

(3) 国民和解・平和構築

- スリランカは、良い統治及び民主主義、国民和解・平和構築に向けたコミットメントを改めて表明。
- 両国は、国際社会とともにスリランカの**復興支援プロセス**を開始するために協力。
- 日本は、スリランカが共同提案国となり、スリランカ人権決議が採択されたことを称賛。
- 国民和解を支持するために**本年10月に野口検事を派遣**。

(4) 政務協議・海洋協力

- 海洋国として、**公海の自由**、**法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性**を確認。**高級事務レベル政策対話**、**海洋対話**を年内開催。
- 日本の海上における法執行、捜索救助等の分野でスリランカの**海上保安能力向上**に貢献。**巡視船**の供与にかかる調査を継続。
- スリランカは、日本の安全保障政策として最近の「**平和安全法制**」に対する取組を支持。

(5) 人材育成・人的交流

- 2016年までに1800名程度の地方行政官に対する研修等を実施。良い統治等に関する人材育成及び行政組織の強化に協力。

(6) 国際場裡での協力

- 北朝鮮に対し、拉致問題の早期解決を始め、弾道ミサイル発射等の挑発的行動を自制するよう要請。
- スリランカは、**日本の国連安保理常任理事国入りを引き続き支持**。
- 核兵器のない世界に向け、軍縮、不拡散、原子力の平和的利用に係る協力を促進。
- 持続可能な開発のための2030アジェンダの採択を歓迎し、アジェンダ実施に係る協力を継続。